

図表 2-12 経済産業省の原子力防災専門官の資格要件に関する規定

○ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抜粋）

（原子力防災専門官）

第 30 条 文部科学省及び経済産業省に、原子力防災専門官を置く。

- 2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として文部科学大臣又は経済産業大臣が指定した原子力事業所について、第 7 条第 1 項に規定する原子力事業者防災業務計画の作成及び第 8 条第 1 項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、第 10 条第 1 項前段の規定による通報があった場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

○ 原子力防災専門官の資格要件（平成 13 年 1 月 6 日付け平成 13・01・06 原院第 27 号原子力安全・保安院長通達）（抜粋）

（原子力防災専門官）

原子力防災専門官は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 原子力保安検査官の資格を有する者であって、原子力安全・保安院長（以下「院長」という。）が認める研修（防災その他危機管理に関する事項を含む。）を受け、これを修了した者
- 2 防災その他の危機管理に関する行政事務に通算して 4 年以上従事した者であって、院長が認める研修を受け、これを修了した者
- 3 院長が、前 2 号に掲げる者と同等以上の資格要件を有すると認める者

（注）下線は当省が付した。

図表 2-13 原子力防災専門官が担う役割について

原子力防災専門官は、原災法第 30 条第 2 項において、原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、特定事象発生時には、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うこととされている（図表 2-12 参照）。

また、原子力防災専門官は、平常時においては、保安検査官等マニュアルにおいて、原子力事業者の防災業務計画の修正や災害予防対策等に関する指導・助言、地方公共団体の災害予防対策等に関する助言、原子力事業者及び地方公共団体との連絡調整等を実施することとされており、緊急事態等が発生した場合においては、原子力防災専門官のうち特に所長及び副所長は、保安検査官等マニュアル及び経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編において、重要な役割を担うこととされている。

表 保安検査官等マニュアルにおける原子力防災専門官の業務（平常時のもの）

<p>原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領～原子力保安検査官事務所業務マニュアル～ （内規）（平成 14 年 2 月 1 日付け平成 13・12・04 原院第 3 号、最終改正平成 20 年 4 月 21 日）（抜粋）</p> <p>第 1 編 共通事項（略）</p> <p>第 2 編 原子力保安検査官（略）</p> <p>第 3 編 原子力防災専門官</p> <p>第 1 章 原子力災害予防対策（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業者及び地方公共団体に対する指導及び助言 <ol style="list-style-type: none"> （1）原子力事業者の原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する指導及び助言 （2）原子力事業者の原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関する指導及び助言 （3）地方公共団体の地域防災計画（原子力災害対策）の作成又は修正に関する指導及び助言 （4）地方公共団体が原子力防災に関して実施する業務に対する助言 2. 放射線測定設備及び原子力防災資機材の検査及び確認等 <ol style="list-style-type: none"> （1）原災法第 11 条第 5 項に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査 （2）原子力事業者の原子力防災資機材の設置、維持及び保守状況の確認 （3）原子力保安検査官が行う保安検査への立会い 3. オフサイトセンターの機器・設備等の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> （1）オフサイトセンターの機器・設備等の維持管理 （2）緊急事態等の発生時における原子力防災関係者間の通報連絡システムの作成及び維持管理 （3）原災法第 12 条第 5 項に基づく原子力事業者から提出された資料の保管、管理 （4）緊急事態等応急対策業務を円滑に遂行するための要領、規程類の整備 4. 防災訓練 <ol style="list-style-type: none"> （1）国又は地方公共団体が計画する防災訓練への参画 （2）原子力事業者が行う防災訓練への指導及び助言 （3）原子力防災専門官が行う防災訓練の企画調整及び実施 5. 住民等に対する原子力防災に関する知識の理解促進 6. 原子力事業者又は地方公共団体等が実施する研修 <p>第 2 章 緊急事態等応急対策（略）</p> <p>第 3 章 原子力災害事後対策（略）</p>

第4章 関係機関との連携協力（注）

1. 地域における原子力事業者及び地方公共団体とのネットワークの構築
2. 原子力防災活動に関する原子力事業者及び地方公共団体との情報交換
3. 原子力防災活動に関する原子力事業者及び地方公共団体との連絡調整
4. 上記に掲げるもののほか、適宜警察、消防（消防団を含む。）自衛隊、海上保安庁、その他の地域における緊急事態応急対策等に従事する機関との連携

第5章から第7章（略）

（注） 「第1章 原子力災害予防対策」及び「第4章 関係機関との連携協力」については、項目名を抜粋した。

表 緊急事態等発生時における所長及び副所長の役割（要約）

① 保安検査官等マニュアルにおける対応（主なもの）

- i) 副所長（又は所長、その他の防災専門官の順）がオフサイトセンターの立ち上げを行う。
- ii) 副所長は、原則オフサイトセンターにおいて情報収集等を行い、本院との連絡を行う。
- iii) 所長又は副所長は、プレス等からの問い合わせへの対応を行う。
- iv) 所長又は副所長は、事務所のホームページを活用し、迅速かつ的確な情報提供に務める。

② 経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編における対応（主なもの）

- i) 所長（又は副所長、その他の防災専門官の順。以下 ii）及び iii）において同じ。）は、経済産業省原子力災害現地警戒本部（注）初動時の体制を構築し、初期段階においては、同警戒本部の本部長（注）を務める。
- ii) i) の現地警戒本部が設置されるまでの間、所長が広報活動を行う。
- iii) 現地派遣職員が到着する以前にあっては、所長は、経済産業省原子力災害現地対策本部長（注）であり、広報及びプラントの担当責任者である。

（注） 経済産業省原子力災害現地警戒本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部について

経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編によると、経済産業省現地警戒本部は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けて設置されるもので、原子力事業者による事故拡大回避のための措置を把握・支援するとともに、原災法第15条に定める原子力緊急事態に至る可能性を把握し、緊急事態に進展した場合の対応の準備を行うこととされている。また、経済産業省原子力災害現地対策本部は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において応急対応を行うための組織で、公衆への被害を回避することを最優先にして、災害の拡大防止、事態の終息等を図ることとされており、これらの本部は経済産業大臣が設置することとされている。

これらの警戒・対策本部の本部長は、地方公共団体の長との情報・認識の共有を図り、必要に応じて経済産業省原子力災害警戒本部長・経済産業省原子力災害対策本部に支援等を要請することなどとされており、原則、経済産業副大臣が務めることとされている。

（注） 保安検査官等マニュアル及び経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編に基づき当省が作成した。

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-14 原子力防災専門官基礎研修の概要

原子力安全・保安院は、原子力防災専門官の資格要件について「院長が認める研修」を受講することとしており、この研修について、自らが実施している原子力防災専門官基礎研修が該当するとしている。同研修の開催頻度について、原子力安全・保安院は、原子力防災専門官の配置状況によるとしているが、毎年度2回から3回程度実施されている。

原子力防災専門官基礎研修の実施要領では、同研修は、開催時期によって多少の内容の変更はあるものの、下表のとおり、原災法の解説、オフサイトセンターの運営、SPEEDIシステム等の操作演習、緊急被ばく医療等原子力災害発生時の対応として基本となる事項について、7日間程度実施されている。

表 原子力防災専門官基礎研修のカリキュラム（例）

日数	第1時限（9時30分から11時40分）	第2時限（12時40分から14時50分）	第3時限（15時10分から17時20分）
1日目	オリエンテーション（10分間） 原災法の解説（その1） 【原子力防災課】	原子力発電所の緊急時におけるJNESの取組 【外部講師】	原子力防災訓練について 【原子力防災課】
2日目	危機管理（原子力緊急事態対応）について 【外部講師】	原災法の解説（その2） 【原子力防災課】	緊急時の医療 【外部講師】
3日目	（10時から17時） SPEEDIの操作演習 【外部講師】		
4日目	（10時から17時） ERS Sの操作演習 【外部講師】		
5日目	緊急時におけるメディア等への広報対応について（グループ演習を含む） 【外部講師】	原子力発電所の緊急時における電気事業者の取組 【外部講師】	
6日目	原子力施設の緊急時における放射線モニタリングと簡易被ばく評価法 【外部講師】	緊急時の原子力防災体制とオフサイトセンターの運営 【外部講師】	
7日目	原子力防災政策について 【原子力防災課】	（11時40分から12時） 終了式	—

（注1） 本表は、平成19年度第1回原子力防災専門官基礎研修の実施要領を基に当省が作成した。

（注2） 各時限の講義時間にはそれぞれ休憩10分間を含む。

（注3） 【 】内は、各講義の講師を表す。

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-15 原子力防災専門官応用研修の概要

原子力安全・保安院は、毎年1回、原子力防災専門官応用研修を実施している。同研修の実施要領によると、同研修は、「原子力施設の災害時に対応するために必要な原子力防災専門官としての資質の向上を図る」ことを目的として、3日間にわたり実施されており、そのカリキュラムは、下表のとおり、実際に事故・トラブル事象等が発生した場合に、原子力防災専門官として中心的な役割をより効率的かつ効果的に果たすことができるように、原子力災害の危機管理等に係る最新の知見を得るためのものとなっている。

原子力安全・保安院は、原子力防災専門官に対して、当該研修をなるべく受講するよう呼びかけは行っているものの、当該研修の受講を必須として位置付けておらず、また、受講対象者を明らかにして受講を督促するといった取組は行っていない。

表 原子力防災専門官応用研修のカリキュラム (例)

日数	第1時限 (9時30分から11時40分)	第2時限 (12時40分から14時50分)	第3時限 (15時10分から17時20分)
1日目	オリエンテーション (15分間) ①政府の危機管理について 【外部講師】 ②電気事業者の原子力防災体制について 【外部講師】	①地方自治体の原子力防災体制について 【外部講師】 ②美浜発電所の当日の状況について 【外部講師】	①諸外国の原子力防災訓練等について 【外部講師】 ②原子力防災政策について 【原子力防災課】
2日目	①原子力施設における火災対策について 【原子力防災課】 ②原子力災害派遣における陸上自衛隊の行動の概要について 【外部講師】	①原子力防災関係予算について 【原子力防災課】 ②オフサイトセンター施設維持管理について 【原子力防災課】	①国民保護法について 【外部講師】 ②地方自治体における国民保護への取組について 【外部講師】
3日目	平成19年度原子力総合防災訓練について 【原子力防災課】	①核物質防護対策の強化について 【原子力防災課】 ②フリーディスカッション (防災専門官の意見交換) 【原子力防災課】	修了式 (15時まで)

(注1) 本表は、平成19年度原子力防災専門官応用研修の実施要領を基に当省が作成した。

(注2) 各時限の講義時間にはそれぞれ休憩10分間を含む。

(注3) 【 】内は、各講義の講師を表す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-16 原子力防災専門官応用研修の受講状況

所長・副所長の別	主担・兼務の別	人数（人）	原子力防災専門官応用研修の受講状況（人）	
			受講済	未受講
所長	統括原子力保安検査官 （原子力防災専門官）	13	受講済	4
			未受講	9
副所長	原子力防災専門官 （原子力保安検査官）	14	受講済	11
			未受講	3
合計		27	受講済	15
			未受講	12

（注1） 13 原子力保安検査官事務所の所長及び副所長（平成 19 年度末現在）の原子力防災専門官応用研修の受講の状況について当省が調査した結果による。

（注2） 「主担・兼務の別」の欄の（ ）内は兼務しているものを表す。